

女性の活躍・両立支援 総合サイト



「女性の活躍・両立支援総合サイト」は厚生労働省が運営するWEBサイトです。
「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」に
登録されている企業の情報を一元的に検索でき、
求職者や学生にも使用されています。

女性活躍や、仕事と家庭の両立支援に関する自社の取組を公表し、
あなたの企業の **採用力** **ブランド力** をさらに高めてみませんか？

女性の活躍推進企業データベース



コンテンツ

- 登録企業各社の公表内容
- 女性の活躍推進企業データベースを使った企業研究の解説動画
- 女性活躍企業ランキング（女性管理職比率、平均勤続年数）
- 女性活躍推進に取り組む企業の事例集
- 企業の公表データのダウンロード

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性活躍の状況や行動計画を公表しています。

女性活躍推進法への対応に、女性の活躍推進 企業データベースを活用できます！

- 他社の情報公表や事例を参照する
- データベースに登録し、自社の計画や情報を公表する

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報の公表

- ① 職場の女性の活躍に関する **状況の把握・課題の分析**
- ② 状況把握、課題分析を踏まえた **一般事業主行動計画を策定・公表**
- ③ 女性の職業選択に資するよう、**女性活躍に関する情報を公表**

女性活躍推進法の改正によって、より多くの情報公表が求められます。
また、公表の方法については、「女性の活躍推進企業データベース」への
掲載が最も適切です。 令和8年4月1日施行

- **男女間賃金差異の公表**が従業員数101人以上の企業に拡大して義務付けられます
 - **女性管理職比率の公表**が従業員数101人以上の企業に新たに義務付けられます
- 「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の指標の大小のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に取り組んでいくことが重要です。『説明欄』を有効活用して、こうした要因及び課題の分析等の追加的な情報公表を行いましょ。 「女性の活躍推進企業データベース」にはあらかじめ『注釈・説明欄』が設けられています！

企業等規模	改正前(令和8年3月31日まで)	改正後(令和8年4月1日から)
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異 及び 女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人~300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異 及び 女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。



女性の活躍 データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

両立支援のひろば



コンテンツ

- 【登録企業各社の公表内容】各社の一般事業主行動計画、両立支援の取組状況(育児休業取得率、くるみん認定など)
- 【両立診断サイト】自社の取組状況を診断できます
- 【Q&A集】疑問に思ったときはこちらをご覧ください
- 【両立支援に取り組む企業の事例】企業の好事例を紹介しています

次世代育成支援対策推進法と育児・介護休業法に基づき、
全国の企業が、両立支援の取組の状況や行動計画を公表しています

法律で義務付けられている情報公表に、 「両立支援のひろば」が活用できます！

- 他社の情報公表や事例を参照する
- 両立支援のひろばに登録し、自社の両立支援の取組の状況や行動計画を公表する

次世代育成支援対策推進法に基づく公表

- 一般事業主行動計画
 - ・従業員数101人以上の企業は、計画策定・公表が必要
 - ・令和7年4月から、計画策定・変更時に「育児休業等の取得状況」や「労働時間の状況」に関する状況把握及び数値目標の設定(PDCAサイクルの実施)を行うことが義務付けられています。
- 次世代育成支援対策の実施状況(プラチナくるみん認定企業)
- 男女の育児休業等取得率(くるみん認定企業)

育児・介護休業法に基づく公表

- 男性の育児休業等取得率
 - ・令和7年4月から、公表義務の対象となる企業規模が、従業員数1,001人以上の企業から301人以上の企業に拡大されています。



両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

企業の女性活躍や両立支援に関する取組の情報公表が求められるなか、学生や求職者の関心も高まっています。
「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」を活用して自社の取組を求職者や学生にアピールし、
採用やブランド力向上につなげましょう！



「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」への登録方法

初めてご利用の際は、基本情報の登録後、ログインID・PWを設定してください。

2024年10月からログイン方法が変更になっています。既に基本情報の登録がある方でもログインID・PWが未設定の場合には、新たにログインID・PWを設定してください。

また、メールアドレスとログインIDが紐づいているため、担当者情報欄のメールアドレスを変更した場合も、ログインID・PWの再設定をお願いします。

1. 初めてご利用の方(新規登録)

自社の行動計画・データ等を登録・修正する

2024年10月7日からログイン方法が変更になりました。
2024年10月7日以降にログインする方は、ご自身でログインID・PWの登録が必要になります。「ログインID・PWの登録」ボタンからお進みください。詳しくは「女性の活躍・両立支援総合サイトログイン方法ユーザーガイド」をご覧ください。

ログインIDをお持ちの方
ログインIDを入力
パスワードを入力
ログイン

初めてご利用の方
新規登録
ログインID・PWをお持ちでない方
ログインID・PWの登録
ログインID・PWの登録

「新規登録」から入力フォームに進み、基本情報(企業情報、担当者情報)を登録します。



基本情報・担当者情報を登録しただけでは、一般事業主行動計画やデータの公表は完了していません。

ログインID/PWの設定後、マイページにログインし、各サイトにて「新規登録」のお手続きをお願いします。

担当者情報欄のメールアドレスを変更した場合も、ログインID・PWの再設定をお願いします。

2. ログインID・PWを設定する

ログインID・PWをお持ちでない方
(ログインIDの登録には、担当者情報に登録されたメールアドレスが必要です。登録済のメールアドレスが不明な方はこちらから)

ログインID・PWの登録

両立支援のひろば ご利用規約
女性の活躍推進企業データベース ご利用規約

利用規約を確認し、同意しました

次へ

両方の利用規約を確認し、チェックを入れて「次へ」

ログインID・PWの登録(メール登録)で担当者情報に登録したメールアドレスを入力し、ログインID設定用メールを受け取ります。

メールで届いたURLをクリックし、ログインID・PWの登録で、英数字記号8文字以上32文字以下で任意で設定します。

ログインID・PWの登録(完了)と表示された画面はアカウント情報のため厳重に管理してください。

3. ログインして、各サイトの登録をする

ログインIDをお持ちの方
ログインIDを入力
パスワードを入力
ログイン

ワンタイムパスワード認証
ワンタイムパスワードを入力
認証
再送信 キャンセル 管理コード認証

ログイン時に入力したメールアドレス宛にメールが届き、ワンタイムパスワード認証を行います。

サイト登録状況

次世代法・女性活躍推進法一体系で一般事業主行動計画を策定・届出をした場合、「両立支援のひろば」と「女性の活躍推進企業データベース」の両方に公表してください。

両立支援のひろば

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表
- プラチナくるみん認定企業の実施状況の公表
- 仕事と介護の両立に関する取組(トモニマークの使用申請)
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得の状況の公表

女性の活躍推進企業データベース

- データ公表(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定基準に係る実績等の公表もこちらから)
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表

育児・介護休業法に基づく育児休業取得率等の公表等はこちらから

男女の賃金の差異等、女性活躍に関する情報公表はこちらから

詳しくは「ログイン方法ユーザーガイド」をご確認ください。

